



## 『見送られた税制改正案』

「爽風」をお読みの皆様、こんにちは。フジ相続税理士法人の高原誠です。

前回の「相続の花道」では平成28年度税制改正を取り上げました。今回は、見直しが議論されながらも結局今年度は取り上げられなかった改正案について、相続税関連を中心に考察してみたいと思います。

### ●遺言控除

平成27年7月9日付の朝刊各紙で、「遺言控除」の新設が検討されていると伝えられました。これは遺言による相続を条件に相続税の控除を認めるといふもので、遺言の普及

を図るねらいがあるのでしょう。

期待される効果としては、①争族トラブル防止、②介護者（多くの場合、相続人やその配偶者）の介護への貢献に見合った遺産分割をしやすくして自宅介護を促進すること等が挙げられます。

現時点では制度の概略が分かりませんので何とも申し上げられない部分もありますが、実務を考える上で気になる点を挙げてみます。

- 1 遺言の方式（自筆証書・公正証書・秘密証書など）を問わず、いずれも遺言控除の対象となる？
- 2 一つの時点で書いた遺言が対象になるのか。法律施行前に書いた遺言にも適用される？
- 3 法的に有効な遺言が残されていても、遺言を使わず遺産分割協議により相続財産を分割することがある。その場合も遺言控除は適用される？
- 4 遺言控除（節税）目当てでの、相続人による遺言の捏造・遺言作成の強要が増加しないか？（他方で自筆証書遺言のルール簡略化も検討されています）

- 5 大幅に増加すると予想される遺言作成希望者に、公証役場は対応しきれぬのか？

控除額がいくらになるのか等、法案が出てくるまではつきりしませんが、平成29年度の導入を目指しているとのことですので、来年度の税制改正の俎上に再び乗るのかどうか注目されます。

### ●タワーマンション節税の規制

タワーマンションを利用した相続税節税策が近年盛んです。とはいえ、「タワーマンション節税」という独自の方法が元々あったわけではありません。従来からある相続税の評価方法にのっとりタワーマンションの敷地と建物とを評価すると、たまたま時価との乖離が激しかった、という



だけの話だと個人的には感じます。

それが、一部の方が相続開始前にタワーマンションを購入し相続開始直後に売却したことによって、時価との乖離が非常に目立ち、問題視されるようになったという経緯があります。課税庁としては「相続税評価では高層階でも低層階でも同じ評価額になってしまおう」という点が問題であり、そこで、高層階になるほど評価額が高くなるように制度設計をしようと考えているようです。

早ければ平成30年からの規制が検討されています。今後のことを考える上で気になるのは、次のような点でしょうか。

- 1 何をもって「タワーマンション」と言うのか。高さ（height）により決まる？それとも階数？
- 2 この節税手法は「タワーマンションは値崩れしない」ことを前提に成り立っているが、本当に値崩れしないのか？

東日本大震災の後には、タワーマンションは一時、人気が落ちました。投資リスクを考えると、手持ち資金を全てタワーマンション（あるいは

それを含めた不動産など一つの種類の財産)につき込んでしまうのは避けた方がよいかもしれません。

やはり家族構成や財産状況を十分考え合わせたうえで、慎重に判断すべきでしょう。

### ●小規模宅地等の特例の減額幅引き上げ

前回の「相続の花道」でも取り上げました通り、3世代同居の住宅リフォームについての特例は今年の税制改正で導入されています。ねらいはまさしく、自宅介護の促進です。

この改正要望は内閣府から出たものですが、同時に、内閣府からは「小規模宅地等の特例」(自宅敷地等の相続税評価額を減額できる規定)への改正要望も出ていました。次の3つの要件を満たした場合には特例の減額幅を増加させるという案です。

- ① 相続開始時点で被相続人と同居
- ② 同居期間が3年以上である親族(推定相続人に限定)
- ③ 被相続人の所有する居住用宅地(要するに自宅)を相続する

つまりはこれも自宅介護を促すもので、日本政府はなかなか、介護に

ついて行政サービスを厚くするという方向には向かわないようです。少子高齢化ですので致し方ない部分もあるかもしれませんが、相続防衛も兼ねて、やはり介護も自助努力が必要ということでしょうか。

### ●最後に

相続税と直接は関係しませんが、所得税・住民税の配偶者控除の見直しも検討されています。配偶者控除の歴史を振り返ると大正時代まで遡りますのでここでは書き切れませんが、従来の民法や税法と近年の女性の社会進出具合とのアンバランスは、日本の国力を削いでいる気がします。民法(相続分野)の改正も検討されている中、この分野も注目だと思えます。

また、私の所属している東京税理士会も、平成29年税制改正に向けて、相続税の税制改正要望を出しています。現在の相続税の計算方法は、簡単に申し上げますと「被相続人が所有していた相続財産に税率を乗じた金額を、相続人が実際に取得した割合で按分する」方式(法定相続分課税方式)ですが、これを「相続人が

取得した相続財産に税率を乗じて計算する」方式(遺産取得課税方式)にしてほしい、という要望です(図表1参照)。

これはかつて戦後のわずかな期間(昭和25年〜33年)に採用されていたもので、この方式であれば、財産を多く相続した人ほど税率が高くなり、少なく相続した人ほど税率が低くなります。

例えば相続税申告をした後に申告漏れ財産が見つかった場合、現在の方式ですと、その財産を取得していない人も追徴課税されてしまいません。東京税理士会の要望は、このよ

うな問題を解消するものとなりますが、仮装分割の横行が危ぶまれるなどの懸念はありますし、相続財産が不動産ばかりである場合の納税資金の問題は依然残ります。もちろん、この案が導入されるとなると課税状況がガラッと変わりますので、今考えている遺産分割方針なども考え直す必要があるでしょう。

このように税制は毎年のように変化していくものです。私たち税理士は常に研究を怠らず、改正がお客様にどのような影響をもたらすのか、常に考えておく姿勢が求められていると感じます。

図表1 相続税の計算方法 ※図は相続人が子3人の場合

